

JA北海道信連
自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客様のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要な課題として取り組んでいます。平成19年度末における自己資本比率は、国際金融市場の混乱に伴い保有有価証券の評価損が拡大し、当期欠損金を計上したために10.33%となりましたが、健全性を維持する水準を確保しております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 132億円 (前年度132億円)
- 後配出資による資本調達額 224億円 (前年度224億円)
- 永久劣後特約付借入金 258億円 (前年度258億円)

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の

評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーション・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理体制を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーション・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	平成18年度	平成19年度
出資金	35,716	35,716
うち後配出資金	22,495	22,495
回転出資金	—	—
再評価積立金	—	—
資本準備金	0	0
利益準備金	16,102	10,708
経営基盤安定化積立金	4,000	—
資本積立金	0	—
特別積立金	15,606	—
次期繰越剰余金（又は次期繰越損失金）	4,054	—
処分未済持分	—	—
その他有価証券の評価差損	△3,381	△11,478
営業権相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	72,098	34,946
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,135	3,135
一般貸倒引当金	2,071	1,743
相互援助積立金	3,039	3,039
負債性資本調達手段等	25,800	25,800
負債性資本調達手段	25,800	25,800
期限付劣後債務	—	—
補完的項目不算入額(△)	△1,000	△673
補完的項目(B)	33,046	33,045
自己資本総額(C)=(A)+(B)	105,144	67,992
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化工クスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	16	30
控除項目不算入額	—	—
控除項目計(D)	16	30
自己資本額(E)=(C)-(D)	105,127	67,962
資産（オン・バランス）項目	615,621	617,028
オフ・バランス取引等項目	18,288	17,830
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	23,821	22,757
リスク・アセット等計(F)	657,730	657,615
Tieerl比率(A)/(F)	10.96%	5.31%
自己資本比率(E)/(F)	15.98%	10.33%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償却損・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成18年度			平成19年度		
	エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	262,827	0	0	227,364	0	0
我が国的地方公共団体向け	151,311	0	0	140,301	0	0
我が国の政府関係機関向け	28,851	1,478	59	25,749	1,159	46
地方三公社向け	21,556	3,646	145	20,532	3,666	146
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,194,566	269,416	10,776	1,294,660	278,674	11,146
法人等向け	362,874	247,938	9,917	363,901	235,482	9,419
中小企業等向け及び個人向け	14,485	10,533	421	14,223	10,384	415
抵当権付住宅ローン	180	63	2	163	57	2
不動産取得等事業向け	4,967	4,563	182	4,496	3,579	143
三月以上延滞等	7,006	2,838	113	2,405	244	9
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構による保証付 出資等	40,131	3,401	136	34,773	2,949	117
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	58,100	58,100	2,324	65,808	65,808	2,632
証券化	65,208	13,351	534	64,451	13,571	542
上記以外	28,617	18,170	726	32,853	19,274	770
合計	2,241,069	633,909	25,356	2,292,008	634,858	25,394

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことといい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	23,821	952	22,757	910

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	657,730	26,309	657,615	26,304

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的效果を得られないリスクのことです。

当会は信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置づけ、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、内部格付等信用リスク管理の具体的な制度や重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員及び関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づいています。なお計上基準については注記表に記載しております。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクspoージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度				
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高			信用リスクに関するエクspoージャーの残高				
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
信用リスク期末残高計	2,175,861	630,199	461,370	-	2,227,556	524,446	448,926	-

- 注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. なお「信用リスク平均残高」については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクspoージャーがあることから、算出しておりません。

(2) 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度				
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高			信用リスクに関するエクspoージャーの残高				
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	2,146,322	630,199	431,831	-	2,192,789	524,446	414,159	-
国 外	29,539	-	29,539	-	34,767	-	34,767	-
合 計	2,175,861	630,199	461,370	-	2,227,556	524,446	448,926	-

- 注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成18年度			平成19年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法 人	農業	8,166	8,166	-	7,792	7,792	-
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	58,800	55,905	2,408	52,504	47,413	4,647
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	37,876	37,832	-	35,446	34,658	602
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,521	9,396	4,673	15,249	10,099	4,697
	運輸・通信業	6,441	2,200	4,240	6,470	2,088	4,381
	金融・保険業	1,202,550	153,857	68,057	1,317,336	75,184	92,499
	卸売・小売・飲食・サービス業	303,370	303,221	-	287,344	286,695	502
	日本国政府・地方公共団体	408,214	38,890	369,324	367,663	40,389	327,273
	その他	12,666	0	12,665	14,321	0	14,321
	個人	20,727	20,727	-	20,125	20,125	-
	その他	102,524	-	-	103,301	-	-
	合計	2,175,861	630,199	461,370	-	2,227,556	524,446
注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。							

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		平成18年度			平成19年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,162,006	165,704	15,690	-	1,302,095	92,859	59,607
1年超3年以下	158,056	54,352	103,703	-	162,194	66,011	96,182
3年超5年以下	206,794	72,193	134,600	-	206,179	69,345	136,833
5年超7年以下	168,375	64,941	103,434	-	101,372	46,803	54,569
7年超10年以下	128,524	105,094	23,430	-	145,218	108,654	36,563
10年超	181,916	102,407	79,508	-	160,219	96,050	64,168
期限の定めのないもの	170,188	65,505	1,002	-	150,277	44,720	1,001
合計	2,175,861	630,199	461,370	-	2,227,556	524,446	448,926

注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポートの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
国 内	7,006	2,405
国 外	—	—
合 計	7,006	2,405

注）「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
法 人	農 業	—
	林 業	—
	水 産 業	—
	製 造 業	—
	鉱 業	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	2,939
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—
	金 融 ・ 保 険 業	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	3,962
そ の 他		165
個 人		0
合 計		51
合 計		2,405

注）「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成18年度				平成19年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,525	2,071	—	2,525	2,071	2,071	1,743	—	2,071	1,743
個別貸倒引当金	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度				平成19年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788

注）一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 業種別

(単位:百万円)

		平成18年度				平成19年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
				目的使用	その他				目的使用		
法 人	農業	61	70	—	61	70	70	83	—	70	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	5,558	4,028	178	5,379	4,028	4,028	4,126	391	3,636	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	9	5	—	9	5	5	1	—	5	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	687	1,849	81	575	1,879	1,879	442	1,081	768	
個 人	その他の他	30	—	17	13	—	—	—	—	—	
	個人	120	106	7	112	106	106	103	18	87	
	合計	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	
合計											
4,788											

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

		平成18年度		平成19年度	
		農業	林業	水産業	製造業
法 人	農業	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—
個 人	その他の他	—	—	—	—
	個人	2	—	—	—
	合計	2	—	—	—

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	514,045	514,045	—	452,493
	10%	—	48,799	48,799	—	41,057
	20%	37,438	1,142,071	1,179,509	47,942	1,266,382
	35%	—	180	180	—	163
	50%	87,590	3,467	91,058	113,962	2,463
	75%	—	14,212	14,212	—	14,036
	100%	28,693	299,272	327,966	20,966	268,085
	150%	—	85	85	—	1
	その他	—	2	2	—	—
自己資本控除		—	—	—	—	—
合 計		153,723	2,022,138	2,175,861	182,871	2,044,684
						2,227,556

注)「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。当会では、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保に関する評価及び管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。

また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	14,068	—	—	14,172	—
地方公社向け	—	3,035	—	—	2,025	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14	—	—	31	—	—
法人等向け	3,410	36,431	—	2,040	29,477	—
中小企業等向け及び個人向け	106	30	—	71	30	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三ヶ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	3,530	53,565	—	2,143	45,705	—

- 注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行等向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引について、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立つて取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針及び手続等は定めておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成18年度		平成19年度	
	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式	与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式

《平成18年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他の 担保	
(1) 外国為替関連取引	—	15	—	—	—	15
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	7	—	—	—	7
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	22	—	—	—	22
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	—	22	—	—	—	22

《平成19年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他の 担保	
(1) 外国為替関連取引	0	6	—	—	—	6
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	0	6	—	—	—	6
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合 計	0	6	—	—	—	6

- 注) 1. 「カレント・エクスボージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

自己資本の充実の状況等 (単体)

5. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポート」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。証券化エクスポートの取得に当たっては、外部格付及び保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制しております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポートにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポートに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である証券化エクスポートに関する事項

a. 保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
クレジットカード与信	1,723	992
住宅ローン	6,551	5,330
自動車ローン	4,774	7,695
その他の	52,158	50,463
合計	65,208	64,481

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト 20%	64,216	513	62,182	497
リスク・ウェイト 50%	981	19	2,269	45
リスク・ウェイト 100%	7	0	—	—
リスク・ウェイト 350%	2	2	—	—
その他のリスク・ウェイト	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	30	30
合計	65,208	534	64,481	572

注)「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートジャーヤーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他の	16	30
合計	16	30

注) 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポートジャーヤーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポートジャーヤーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポートジャーヤーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポートジャーヤーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポートジャーヤーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手続を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めています。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備及び緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えております。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しております。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーション・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却・経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

自己資本の充実の状況等 (単体)

7. 出資等エクスポートに関する事項

出資等エクスポートに関する管理の方針及び手続の概要

当会で保有する出資等エクスポートは、その他有価証券として区分される株式及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

(1) 出資等エクスポートの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	2,642	2,642	1,899	1,899
非 上 場	35,549	35,549	43,763	43,763
合 計	38,192	38,192	45,662	45,662

(2) 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成18年度			平成19年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
24	218	0	385	–	28

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,487	6	647	–

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
–	–	–	–

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っております。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行

っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各プロセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告とともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

(2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の太宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しております。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	22,628	24,532

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数並びに連結子会社の名称及び主要な業務内容	名 称	主要な業務内容
○ 連結子会社数 2社	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理及びこれに付帯する事業
	株式会社ジェイエイネット北海道	会員JA、連合会の信用事業等にかかるデータ伝送役務

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客様のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成19年度末における自己資本比率は、国際金融市場の混乱に伴い保有有価証券の評価損が拡大し、当期欠損金を計上したために、10.38%となりましたが、健全性を維持する水準を確保しております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後

配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 132億円（前年度132億円）
- 後配出資による資本調達額 224億円（前年度224億円）
- 永久劣後特約付借入金 258億円（前年度258億円）

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本充実度の評価方法については、単体に準じた内容とています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	平成18年度	平成19年度
出資金	35,716	35,716
うち後配出資金	22,495	22,495
回転出資金	—	—
資本剰余金	0	0
利益剰余金	40,171	11,137
処分未済持分	—	—
その他有価証券の評価差損	△3,381	△11,478
新株予約権	—	—
連結子法人等の少数株主持分	105	111
営業権相当額	—	—
連結調整勘定相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目(A)	72,611	35,487
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	3,135	3,135
一般貸倒引当金	2,071	1,743
相互援助積立金	3,039	3,039
負債性資本調達手段等	25,800	25,800
負債性資本調達手段	25,800	25,800
期限付劣後債務	—	—
補完的項目不算入額	△986	△660
補完的項目(B)	33,060	33,059
自己資本総額(C)=(A)+(B)	105,671	68,546
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化工クスポート・デリバティブの免責額に係る控除額	16	30
控除項目不算入額	—	—
控除項目計(D)	16	30
自己資本額(E)=(C)-(D)	105,655	68,516
資産(オン・バランス)項目	615,840	617,234
オフ・バランス取引等項目	18,288	17,830
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	25,830	24,705
リスク・アセット等計(F)	659,960	659,770
Tieer比率(A)/(F)	11.00%	5.37%
自己資本比率(E)/(F)	16.00%	10.38%

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成18年度			平成19年度		
	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	262,827	0	0	227,364	0	0
我が国地方公共団体向け	151,311	0	0	140,301	0	0
我が国政府関係機関向け	28,851	1,478	59	25,749	1,159	46
地方公社向け	21,556	3,646	145	20,532	3,666	146
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,194,847	269,472	10,778	1,294,941	278,730	11,149
法人等向け	362,874	247,938	9,917	363,901	235,482	9,419
中小企業等向け及び個人向け	14,485	10,533	421	14,223	10,384	415
抵当権付住宅ローン	180	63	2	163	57	2
不動産取得等事業向け	4,967	4,563	182	4,496	3,579	143
三月以上延滞等	7,006	2,838	113	2,405	244	9
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構による保証付 出資等	40,131	3,401	136	34,773	2,949	117
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	58,071	58,071	2,322	65,779	65,779	2,631
証券化	65,208	13,351	534	64,451	13,571	542
上記以外	28,811	18,363	734	33,034	19,454	778
合計	2,241,514	634,129	25,365	2,292,439	635,064	25,402

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことといい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額	25,830	1,033	24,705	988

- 注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	659,960	26,398	659,770	26,390

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P73）をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度				
	信用リスクに関するエクスポートの残高			信用リスクに関するエクスポートの残高				
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
信用リスク期末残高計	2,176,305	630,199	461,370	–	2,227,988	524,446	448,926	–

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. なお「信用リスク平均残高」については、「期中増減額」等の計数把握が困難なエクスポートがあることから、算出しておりません。

(2) 信用リスクに関するエクスポートの期末残高及び主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度				
	信用リスクに関するエクスポートの残高			信用リスクに関するエクスポートの残高				
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	2,146,766	630,199	431,831	–	2,193,221	524,446	414,159	–
国 外	29,539	–	29,539	–	34,767	–	34,767	–
合 計	2,176,305	630,199	461,370	–	2,227,988	524,446	448,926	–

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成18年度			平成19年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法 人	農業	8,166	8,166	-	7,792	7,792	-
	林業	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-
	製造業	58,800	55,905	2,408	52,504	47,413	4,647
	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	37,876	37,832	-	35,446	34,658	602
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,521	9,396	4,673	15,249	10,099	4,697
	運輸・通信業	6,441	2,200	4,240	6,470	2,088	4,381
	金融・保険業	1,202,550	153,857	68,057	1,317,336	75,184	92,499
	卸売・小売・飲食・サービス業	303,651	303,221	-	287,625	286,695	502
	日本国政府・地方公共団体	408,214	38,890	369,324	367,663	40,389	327,273
	その他	12,666	0	12,665	14,472	0	14,321
	個人	20,727	20,727	-	20,125	20,125	-
	その他	102,688	-	-	103,301	-	-
	合計	2,176,305	630,199	461,370	-	2,227,988	524,446
							-
注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートジャーナーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーナーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。							

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		平成18年度			平成19年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高			信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高		
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,162,286	165,704	15,690	-	1,302,376	92,859	59,607
1年超3年以下	158,056	54,352	103,703	-	162,194	66,011	96,182
3年超5年以下	206,794	72,193	134,600	-	206,179	69,345	136,833
5年超7年以下	168,375	64,941	103,434	-	101,372	46,803	54,569
7年超10年以下	128,524	105,094	23,430	-	145,218	108,654	36,563
10年超	181,916	102,407	79,508	-	160,219	96,050	64,168
期限の定めのないもの	170,352	65,505	1,002	-	150,428	44,720	1,001
合計	2,176,305	630,199	461,370	-	2,227,988	524,446	448,926

注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーナーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポートジャーナーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーナーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

(3) 三月以上延滞エクスポートの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
国 内	7,006	2,405
国 外	—	—
合 計	7,006	2,405

注) 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
法 人	農 業	—
	林 業	—
	水 産 業	—
	製 造 業	—
	鉱 業	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	2,939
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—
	金 融 ・ 保 険 業	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	3,962
そ の 他		47
個 人	56	51
合 計	7,006	2,405

注) 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成18年度				平成19年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,525	2,071	—	2,525	2,071	2,071	1,743	—	2,071	1,743
個別貸倒引当金	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成18年度				平成19年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788

注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成18年度					平成19年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法 人	農業	61	70	—	61	70	70	83	—	70	83
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	5,558	4,028	178	5,379	4,028	4,028	4,126	391	3,636	4,126
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	9	5	—	9	5	5	1	—	5	1
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	687	1,849	81	575	1,879	1,879	442	1,081	768	472
	その他の	30	—	17	13	—	—	—	—	—	—
	個人	120	106	7	112	106	106	103	18	87	103
	合計	6,467	6,060	285	6,151	6,090	6,090	4,757	1,492	4,568	4,788

注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成18年度			平成19年度							
		農業	林業	水産業	製造業	鉱業	建設・不動産業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	金融・保険業	卸売・小売・飲食・サービス業	その他の
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	合計	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	514,045	514,045	—	452,493
	10%	—	48,799	48,799	—	41,057
	20%	37,438	1,142,351	1,179,790	47,942	1,266,662
	35%	—	180	180	—	163
	50%	87,590	3,467	91,058	113,962	2,463
	75%	—	14,212	14,212	—	14,036
	100%	28,693	299,436	328,130	20,966	268,237
	150%	—	85	85	—	1
	その他	—	2	2	—	—
	自己資本控除	—	—	—	—	—
合 計		153,723	2,022,582	2,176,305	182,871	2,045,116
						2,227,988

注)「格付あり」にはエクスポートジャーラのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポートジャーラのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等について開示内容(P77)をご参照ください。
については、単体に準じて管理しています。具体的な内容は単体の

(1) 標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーラの額

(単位：百万円)

	平成18年度			平成19年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
我が国 政府 関係 機関 向け	—	14,068	—	—	14,172	—
地方三公社 向け	—	3,035	—	—	2,025	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14	—	—	31	—	—
法人等 向け	3,410	36,431	—	2,040	29,477	—
中小企業等向け及び個人向け	106	30	—	71	30	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	3,530	53,565	—	2,143	45,705	—

- 注) 1. 「エクスポートジャーラ」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーラ及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーラのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーラに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P78)をご参照ください。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成18年度	平成19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式	カレント・エクスポート方式

平成18年度

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	15	—	—	—	15
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	7	—	—	—	7
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	22	—	—	—	22
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合計	—	22	—	—	—	22

平成19年度

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	0	6	—	—	—	6
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	0	6	—	—	—	6
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—	—	—	—	—
合計	0	6	—	—	—	6

- 注) 1. 「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社に	おけるリスク管理の方針及び手續等の具体的な内容は単体の開示内容（P80）をご参照ください。
---	---

(1) 当連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
クレジットカード与信	1,723	992
住宅ローン	6,551	5,330
自動車ローン	4,774	7,695
その他の	52,158	50,463
合計	65,208	64,481

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成18年度		平成19年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト 20%	64,216	513	62,182	497
リスク・ウェイト 50%	981	19	2,269	45
リスク・ウェイト 100%	7	0	—	—
リスク・ウェイト 350%	2	2	—	—
その他のリスク・ウェイト	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	30	30
合計	65,208	534	64,481	572

注)「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他の	16	30
合計	16	30

注) 自己資本比率告示223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクspoージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により 算出される信用リスク・アセットの額	—	—

注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクspoージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクspoージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

7. オペレーション・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーション・リスクの管理方法や手続については、単体に準じた内容としています。

8. 出資等エクspoージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資等エクspoージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクspoージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容(P82)をご参照ください。

(1) 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,642	2,642	1,899	1,899
非上場	35,519	35,519	43,733	43,733
合計	38,162	38,162	45,633	45,633

(2) 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成18年度			平成19年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
24	218	0	386	—	28

**(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

(単位：百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,487	6	647	—

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成18年度		平成19年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。

親会社におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P83）をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	22,628	24,532

MEMO